

最低制限価格の見直しについて

① 最低制限価格の算定式改正

目的:公共工事の迅速かつ円滑な施工の確保に向け、契約価格の適正化や実効あるダンピング対策の充実を図ることがより一層必要となっているため、工事の品質等への影響を考慮して、中央公契連(※)のモデル式が見直しをされたことから、従前のモデル式を参考としてきた本市においても価格設定の基準式を見直します。

※中央公契連=中央公共工事契約制度運用連絡協議会

- 改正点
- ・参考基準式の一般管理費等に乗じる数値を0.55から0.68に改正
 - ・設定範囲については改正なし(予定価格の7.5/10~9.2/10)

【現行】	参考基準式		【改正後】	参考基準式
直接工事費	× 0.97	合計額 ×(1+消費税率)	直接工事費	× 0.97
共通仮設費	× 0.90		共通仮設費	× 0.90
現場管理費	× 0.90		現場管理費	× 0.90
一般管理費等	× <u>0.55</u>		一般管理費等	× <u>0.68</u>

令和4年4月1日以降に入札公告又は入札通知を行う案件から適用します。